

【イギリス】婚姻登録、シビル・パートナーシップ等に関する法改正

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年3月、婚姻登録の電子的な一括管理や、従来は同性カップルに限定されていたシビル・パートナーシップ制度の異性カップルへの拡大を目指す法改正が行われた。このほか、流産及び死産に関する報告書の公表が国務大臣に義務付けられている。

1 2019年法の概要

2019年3月26日、イギリスでは、「2019年シビル・パートナーシップ、婚姻及び死亡（登録等）法」¹（以下「2019年法」）が制定された。施行日は、同年5月26日である。2019年法は、全6か条から成り、まず、婚姻登録の電子化（第1条）及びシビル・パートナーシップ制度の拡大（第2条）に関して国務大臣に規則制定を委任している。次に、同法は、流産した胎児の登録（第3条）及び死産に関する検死官の調査（第4条）について、法改正の是非等に関する報告書の公表を、国務大臣に義務付けている。このほか、規則制定に当たっての補足規定（第5条）、法律の適用範囲、施行日等（第6条）が定められている。

2 各規定の要点

(1) 婚姻登録

2019年法は、1949年婚姻法²を改正し、紙媒体による婚姻登録の管理を電子的な管理に変更する規則の制定を国務大臣に委任している。当該改正後、婚姻しようとする者は、婚姻登録簿（marriage register book）への署名に代えて、新たに設けられる個別の婚姻届（marriage schedule）に署名して登録官に提出することとなる。登録官は、婚姻届に記載された内容を一括管理される電子的な登録簿に入力する。

婚姻登録に係る改正の目的には、登録内容の変更を容易にすることと、従来の婚姻登録簿には盗難の危険性等があるため、管理の安全性を向上させることが挙げられている。なお、次に述べる「シビル・パートナーシップ」制度においては、根拠法³が異なるため、既に電子的な登録管理が導入されていた。

(2) シビル・パートナーシップ制度の拡大

イギリスでは、婚姻に準じた権利及び責任⁴を同性カップルに認めるため、シビル・パートナ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月11日である。

¹ Civil Partnerships, Marriages and Deaths (Registration etc) Act 2019 c.12. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/12/contents/enacted>>

² Marriage Act 1949 c.76. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/12-13-14/76/contents>>

³ Civil Partnership Act 2004 c.33. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/33/contents>>

⁴ 政府の政策文書によれば、婚姻とシビル・パートナーシップ制度の相違点として、①婚姻が宗教婚又は市民婚のいずれかにより形成できるのに対して、シビル・パートナーシップは完全に民事上の行為であること、②婚姻の場合、婚姻の際に配偶者が伝染性の性病に罹患していたことが婚姻の無効の理由になること、③婚姻の場合、配偶者が不貞行為を行い、かつ、申立人と配偶者との同居を耐え難いと認めることが離婚の理由となること等が挙げられている。Comparison of Civil Partnership and marriage for same sex couples, 10 December 2013. GOV.UK website <http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/264844/131210__1625_SSM_and_civil_partnership_diff_table_1_.doc>

ーシップ制度が2004年に導入された。その後、2013年婚姻（同性カップル）法⁵により、同性婚も認められている。これに対して、異性カップルには、シビル・パートナーシップ制度が適用されず、婚姻しか認められていなかった。

同性婚導入に際しても、異性カップルにシビル・パートナーシップ制度を拡大すべきとの要望があったが、当時の保守党・自由民主党の連立政権は拡大を認めなかった⁶。

これに対して、2019年法は、シビル・パートナーシップ制度が異性カップルについても認められるよう、国務大臣に規則制定を委任している。国務大臣は、当該規則が2019年12月31日までに施行されるよう、委任された権限を行使する義務を負う⁷。こうした方針転換が行われた直接の契機は、2018年6月、連合王国最高裁判所において、従来の制度が欧州人権条約の保障する「私生活及び家族生活の尊重を受ける権利」⁸に違反する旨の判決⁹が出されたことである。

(3) 妊娠喪失（pregnancy loss）の登録に関する報告書

1953年出生及び死亡登録法¹⁰を改正し、従来、登録の対象外であった妊娠24週より前に妊娠が終了した場合（流産した場合）の胎児についても登録を行うべきかに関して、報告書を公表するよう国務大臣に義務付けている。この義務付けの背景には、妊娠24週以後の場合と異なり、胎児を法的に登録する手段がないことが、妊娠24週より前に流産した一部の妊婦に精神的な苦痛をもたらしていることがある。

(4) 死産についての検死官の調査に関する報告書

検死官は、2009年検死官及び司法法¹¹に基づき、変死の場合等に死体を調査する義務を有する。2019年法は、死産についても検死官が調査できるように法改正を行うべきか、行うべきであればどのように法改正すべきかに関して、報告書を公表するよう国務大臣に義務付けている。

参考文献

- ・ *Explanatory Notes, Civil Partnerships, Marriages and Deaths (Registration etc) Act 2019*. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/12/pdfs/ukpgaen_20190012_en.pdf>
- ・ 「15 イギリス・英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）」木村三男（監修）『涉外戸籍のための各国法律と要件 II 全訂新版』日本加除出版，2016，pp.7-75.

⁵ Marriage (Same Sex Couples) Act 2013 c.30. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/30/contents>>

⁶ 拡大を認めない理由として、次の点が挙げられていた。①シビル・パートナーシップ制度は、あくまで婚姻と同様の権利及び責任を同性カップルに認めるために設けられた制度で、婚姻との間で二者択一すべき制度として設計されたわけではない。②婚姻を望まない異性カップルについては、自らの意思で婚姻をしないという選択が可能である。③異性カップルにシビル・パートナーシップ制度を認めないことが、どのような悪影響を及ぼすのか明らかでない。House of Commons Library, *The future of civil partnership*, 13 March 2019. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7856/CBP-7856.pdf>>

⁷ “Legislation.gov.uk” <<http://www.legislation.gov.uk/>>（イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト）によれば、本稿執筆時点で、2019年法に基づく規則は制定されていない。

⁸ 欧州人権条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms <<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/005>>）第8条は、「1 全ての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する。2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない」と規定している。なお、訳文に関しては、岩沢雄司（編集代表）『国際条約集 2019年版』有斐閣，2019，p.361を参照した。

⁹ R (on the application of Steinfeld and Keidan) (Appellants) v Secretary of State for the International Development (in substitution for the Home Secretary and the Education Secretary) (Respondent) [2018] UKSC 32 <<https://www.supremecourt.uk/cases/docs/uksc-2017-0060-judgment.pdf>>

¹⁰ Births and Deaths Registration Act 1953 c.20. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/1-2/20/contents>>

¹¹ Coroners and Justice Act 2009 c.25. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/25/contents>>